

排水設備工事の手続き(申請から使用開始まで)

下水道の使用を計画したら・・・

設計・見積



「指定工事店」に調査、設計、見積(できるだけ数社に!)を依頼します。工事の方法、それにかかる費用など、十分に打ち合わせを行ってから契約をしてください。



工事の依頼・契約



市へ申請書提出・申請書確認



工事の着手14日前に「排水設備等(新設・増設・改築・変更)計画確認申請書」と「添付書類」を市へ提出し、確認を受けてください。申請書の提出は、無償であれば、指定工事店が代行することもできます。

添付書類(位置図、平面図、縦断図、見積書(写))、その他必要に応じて(同意書、既設排水設備利用届及びチェックリスト)

工事着工



市から工事確認書が交付された後、「指定工事店」は工事に着手します。

工事が完了したときは、5日以内に「排水設備等(新設・増設・改築・変更)工事完了兼使用開始届」を市に提出します。

完成

市の完了検査

市がすみやかに完了検査を行います。

検査済証の交付・下水道使用開始!



検査に合格すると、「検査済証」を交付し、下水道の使用ができますようになります。